

分権時代の新たな行政システムをめざして
—大阪府行政改革推進計画—

平成10年（1998年）度版

平成10年3月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
I 組織・機構について	2
1. 新たな部局の編成	2
2. 中間組織の見直し	5
3. 平成10年度の組織・機構の改正	5
4. 平成11年度以降の組織・機構の改正	7
5. 組織運営方法の改革	8
6. 附属機関	10
II 指定出資法人について	11
1. 経営健全化への取り組み	11
2. 法人の統廃合等のあり方検討	12
3. 法人運営の改善	13
4. 役員の在職期間等の見直し	13
III 行政運営体制について	27
1. 定数管理	27
2. 人事・給与管理	28
3. 能力開発	29
4. 事務改善	29
5. 職員の勤務意欲の向上	30
IV 事務事業について	31
V 行政の公正さの確保と透明性の向上について	33
1. 府民負担軽減のための行政手続の簡素化と適正な行政手続について	33
2. 情報公開の推進	37
VI 行政の情報化について	38
1. 行政情報化のめざすべき方向	38
2. 行政情報化推進のための条件整備	39
3. 平成10年度における取り組み	40
VII 分権時代にふさわしい府と市町村との関係について	41
VIII 公民の役割分担について	43

はじめに

少子・高齢化の進展やバブル経済の崩壊など、府政を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、時代の要請に応える府政を確立するため、行財政基盤の再構築を図っていくことが求められている。

このため、平成8年1月に「分権時代の新たな行政システムをめざして—大阪府行政改革大綱一」（以下「大綱」という。）を策定し、行財政運営全般にわたる点検と改革への取り組みを始めた。さらに、昨年3月には、大綱に掲げた課題を着実に実施するとともに、社会経済環境の今後の変化を視野に入れた中長期的な観点に立った新たな課題についても積極的な取り組みを進めていくため、「分権時代の新たな行政システムをめざして—大阪府行政改革推進計画一」（以下「現計画」という。）を策定し、行政改革の推進に取り組んできたところである。

この間、国においては、地方分権に関する第4次までの勧告や行政改革会議の最終報告が示され、今後、その実現に向けた取り組みが進められようとしている。

本府においては、財政の危機的な状況が一層深刻さを増す中、準用再建団体転落回避と財政再建を図るために、本年9月を目途に平成11年度当初予算編成に向けての方策案及びその後の財政再建プログラム案を策定することとしている。

こうした状況の下で、新しい世紀を迎えるに相応しい行政システムを構築していくためには、財政再建とあわせて、行政改革の取り組みをさらに発展させていく必要がある。

このため、現計画で提起した新たな課題の具体化を図り、平成10年度以降に取り組むべき課題を明らかにするため、この行政改革推進計画（平成10年度版）を策定したものである。

本計画は、庁内の組織機構検討委員会やワーキンググループの検討をもとに、府議会や「分権時代の行政システムを考える懇話会」での議論も踏まえ、行政改革推進本部において取りまとめたものである。今後、府民をはじめ関係各方面的理解と協力を得るとともに、職員の勤務条件に係る事項については関係団体との必要な協議を行い、本計画に基づいた行政改革の一層の推進に取り組む。

また、本府が現実に即した行政改革を進めていくためには、地方行財政制度上の制約を取り除くとともに、大都市圏特有の行政需要に対応しうる地方税財源の充実強化が不可欠である。このため、今後とも、真に実効ある地方分権の実現に向けて、他府県や市町村とも連携して積極的な取り組みを進めていく。

I 組織・機構について

組織・機構については、本府を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応するとともに現下の危機的な財政状況の下において、より一層簡素で効率的な行政運営を図れるよう、部局の再編を含めた改正を行う。

また、附属機関については、「行政改革推進計画」（平成9年3月策定）に基づき統廃合等を進めるとともに、より一層の運営の改善を図る。

1. 新たな部局の編成

社会経済状況が大きく変化する中で、従来の枠組みでは対応しにくい新たな課題が増大するなど行政ニーズの構造的な変化が生じており、また、地方分権の進展や民間諸活動の広がりに伴って、府の役割が問いかれている。

こうした状況に対応し、今後府が取り組むべき施策課題を最も効率的、効果的に果たしうるように組織・機構を再構築するとともに、部・課の数を削減し、組織のスリム化を図る必要がある。

このため、平成10年4月以降、以下の方向で順次再編整備を行う。

(1) 全局的な計画策定及び政策立案、総合調整を行う分野

直轄組織については、組織のスリム化を図る見地から、知事公室長及び現行の組織を廃止し、府政の重要事項に係る総合調整や危機管理の総括等、知事のトップマネジメントの補佐機能を充実するため、新たなスタッフ組織として再編する。

これに伴い、消防防災機能は総務部に、広報機能は企画調整部に移管する。

企画調整部については、中長期的な計画策定機能の一層の強化を図ることとし、交通計画の立案・調整や事業化段階に入ったまちづくりプロジェクトは、これらの事業を総合的に担う部に移管する。

また、情報化施策に関する企画・立案機能は企画室が担うこととし、行政システムの改善をめざす情報管理機能は企画調整部から総務部に移管し、これらの推進を図る。

さらに企画調整部において、人権施策の総合的な企画調整機能を持った推進体制を整備する。

(2) 府民の社会参加と生活の充実を支援する行政分野

NPO・ボランティア活動の活発化や生涯スポーツへの欲求の高まりなど、府民の社会参加や生活充実へのニーズの拡大に対応して総合的な施策展開が行えるよう、生活文化部の機能を以下のとおり充実強化する。

○ 現在、国会において審議されている「市民活動促進法案」が成立した場合に生じる業務等NPOに関する総合調整機能を生活文化部に付加する。

また、現在福祉部が所管しているボランティア活動支援に係る全庁的な調整・連絡機能を生活文化部に移管する。

○ 「なみはや国体」「ふれ愛ぴっく大阪」を契機とした生涯スポーツの高まりを継承・発展させるため、これに密接に関連する教育委員会所管の事業も移管し、生活文化部において「生涯スポーツ社会づくり」に向けた施策の総合的な調整機能を持った推進体制を整備する。

また、障害者の生涯スポーツの振興体制を福祉部に整備するとともに、同部及び学校体育を所管する教育委員会と生活文化部との連携の強化を図る。

(3) 豊かで快適な環境の保全と創造を図る行政分野

「環境総合計画」に基づく豊かで快適な環境の保全と創造に向けた取り組みと「農林水産業振興ビジョン」に基づく豊かな食とみどりの創造を目指す取り組みを結合し、効果的に施策を推進するため、環境保健部環境局と農林水産部を統合する。とりわけ、両分野の施策の立案機能や府民との連携機能を統合することによって農林水産業を通じた農地や森林、水辺等の自然環境の保全や大気・水質など生活環境の保全、さらには、環境への負荷を軽減する社会システムの構築など地球環境を視野に入れた総合的な施策の推進体制を整備する。

(4) 府民の福祉・保健・医療を確保する行政分野

少子・高齢化の一層の進展や障害の重度・重複化等により、福祉・保健・医療の連携の必要性が益々強まっていることから、この分野における総合的な施策の展開と市町村に対する一元的な指導・支援体制を整備するため福祉部と環境保健部を統合する。

しかしながら、現在の両部はそれぞれが組織規模が大きく、管理スパンを適正な範囲に収める必要がある。このため、市町村・民間との役割分担の明確化や社会保障分野における制度見直しの推移を見極める等、前提条件の整理を行うなど、統合に向けて準備を進めるとともに当面、両部の連携が特に必要な施

策について、両部における協議調整機能の強化を図る。

また、病院事業については、企業体としての独立性を發揮しうる組織運営体制の整備を進める。

(5) 大阪経済の活性化と雇用の確保を図る行政分野

新たな産業の育成、振興とあわせて、技術革新に対応しうるマンパワーの育成、労働環境の大きな変化の下での雇用の確保など、産業構造の変化によって生じている諸課題に対応し、総合的で効果的な施策の展開を図るため、商工部と労働部を統合する。

ただし、労働行政の分野においては、今後、国と府県との役割分担が見直されることから、統合にあたってはその帰趨を見極める必要がある。

また、他部との施策の関連性について検討するなど、統合に向けて準備を進める。

(6) 大阪の都市基盤整備やまちづくりを推進する行政分野

世界都市大阪にふさわしい都市づくりや大震災の教訓をも踏まえた安全で定住魅力あるまちづくりをめざし、総合交通体系の整備、ベイエリアの開発整備、既成市街地の再生整備等の取り組みを強化するため、企画調整部、土木部及び建築部の機能を以下のとおり再編する。

- 企画調整部の所管している鉄軌道等の交通計画の立案・調整に関する機能を土木部に移管し、交通体系や広域的・根幹的な都市基盤の整備を総合的に推進する体制を整備する。
- 建築部の所管する住宅・まちづくりに関する機能に、土木部の所管している都市計画、区画整理・再開発等の都市整備の機能を融合させ、生活空間の総合的な整備の視点に立ってまちづくりを推進する体制を整備する。

また、企画調整部の所管している国際文化公園都市やベイエリア（堺北地区）など事業化の段階に入っているプロジェクトについても移管する。

(7) 公営企業の経営を行う行政分野

公営企業の経営を行う組織である企業局と水道部は、その法的な位置付けと事業内容は異なっているが、常に企業としての経済性を發揮した事業運営が求められるという共通の性格を有している。

このため、今後、両部局の統合も視野に入れて、より一層企業性を發揮しう

る組織体制のあり方について検討を進めるとともに、それぞれの部局において、簡素で効率的な組織の整備を図る。

2. 中間組織の見直し

組織・機構の再編整備にあたっては、部・課など組織数の削減とともに、縦の階層構造についても簡素・効率化を図る必要がある。

行政を執行する基本的枠組みである組織は、できるだけフラットにする方が府民からわかりやすく、また、迅速な意思決定にも資する。このため、現在3つある部と課の中間に位置する中二階組織は廃止する。

一方、行政ニーズの複雑多様化に対応するため、関連する課の業務の連携を確保する方策として、必要な場合は従来の課と比して幅広い業務を大括りにして所管する「室」を設置する。

3. 平成10年度の組織・機構の改正

新たな部局編成の考え方等に基づき、平成10年度当初において以下の組織・機構の改正を行うこととする。

[直轄組織の再編]

現行の直轄組織を廃止し、知事のトップマネジメントの補佐機能を充実するため、秘書、府政の重要事項の総合調整及び危機管理の総括等の機能を有する新たなスタッフ組織である審議室として再編する。

また、消防防災安全課は総務部に、広報室は広報報道室と名称変更の上、企画調整部に移管する。（P 2 参照）

[行政システム改善の推進体制の整備]

より一層の行政システムの改善を図るため、情報政策課の情報管理機能を企画調整部から総務部に移管し、事務改善を併せて執行する情報システム推進課を設置する。（P 2 参照）

[庁舎周辺整備室の用度課への統合]

新別館北館、家庭裁判所の建設事業の終了及び行政棟、議会棟の着工凍結の継続に伴い、庁舎周辺整備室を用度課に統合する。

[企画室の体制整備]

企画室から交通計画の立案・調整機能及び国際文化公園都市やベイエリア（堺北地区）のプロジェクトを他部に移管するとともに、情報政策課の有する情報化施策に係る企画・立案機能を新たに付加し、企画・立案機能に重点化した体制を整備す

る。（P 2 参照）

[人権施策の推進体制の整備]

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の総合的な対応を図るために、同和対策室と国際室の人権平和室を再編し、人権施策の総合的な企画調整及び人権教育・啓発を推進する人権室を設置する。（P 2 参照）

また、同和教育をはじめとする人権教育を総合的に推進するため、同和教育企画室を人権教育企画課に改組し、その機能の充実を図る。

[N P O、ボランティアの総合調整機能の整備]

N P Oに関する総合調整機能及びボランティア活動支援に係る全庁的な調整・連絡機能を総合的に担う体制を整備するとともに、N P O等との連携により「男女協働社会づくり」を推進する体制を整備するため、女性政策課を男女協働社会づくり課に再編する。（P 3 参照）

[生涯スポーツ社会づくり推進体制の整備]

生涯スポーツの高まりを継承・発展させるため、これに密接に関連する教育委員会所管の事業も移管し、「生涯スポーツ社会づくり」に向けた施策の総合的な調整機能を持った推進体制を整備するため、青少年課をスポーツ・青少年課に再編する。

（P 3 参照）

[介護保険準備体制の整備]

介護保険法の制定に伴い、平成12年度からの施行に向けての準備体制を整備する。

[環境行政と農林水産行政の総合的推進体制の整備]

豊かで快適な環境の保全と創造に向けた取り組みと、豊かな食とみどりの創造を目指す取り組みを結合し、効果的に施策を推進するため、環境保健部環境局と農林水産部を統合し、環境農林水産部を設置する。また、これに伴い、環境保健部を保健衛生部とする。（P 3 参照）

また、規制業務の一元化により効率的な業務運営を行うため、大気課と水質課を統合し、環境指導室を設置する。

[交通体系の総合的な推進体制の整備]

土木部交通政策課に、企画調整部から鉄軌道等に関する交通計画の立案・調整機能を移管し、交通体系を総合的に推進する交通政策室を設置する。（P 4 参照）

また、モノレール建設事業区間の概成に伴い、モノレール建設事務所を茨木土木事務所に統合する。

[まちづくりの推進体制の整備]

土木部、建築部の機能を再編するとともに、企画調整部の所管する国際文化公園

都市やベイエリア（堺北地区）のプロジェクトを移管し、生活空間の総合的な整備の視点に立ってまちづくりを推進する建築都市部を設置し、部内体制を再編する。
(P 4 参照)

[企業局の再編整備]

企業局の各事業課を住宅地区開発事業を所管する宅地室と臨海土地造成事業を所管する臨海室の2室に統合し、より企業性を發揮しうる機動的な組織体制を整備する。

また、水と緑の健康都市整備事業の推進を図るために、箕面整備事務所を設置する。

4. 平成11年度以降の組織・機構の改正

平成11年度以降においても、残された部局再編の実施に向けた取り組みを進めるとともに以下の課題についても実施に努める。

[税務執行体制の再編整備]

税収確保を図るとともに、より効果的・効率的な税務行政を推進するため、平成11年度末の特別地方消費税の廃止に合わせ、賦課徴収体制の整備や事務所規模の均衡を図るなどの観点から、府税事務所の統廃合、本庁組織の再編等を行う。

(平成12年度)

[府立知的障害児通園施設のあり方]

府立知的障害児通園施設の百舌鳥学園について、市町村との役割分担を踏まえ、市へ移管する方向で検討する。

[府立養護施設の再編整備]

児童数の減少や児童問題の複雑多様化等、児童を取り巻く状況を踏まえ、民間施設との機能分担を明確化するとともに、新たなニーズに対応するため、府立養護施設のいずみ学園、菊水学園を再編し、「子どもライフサポートセンター（仮称）」として整備する。（平成13年度事業開始）

このため、菊水学園は平成10年度末に、いずみ学園は新施設開設時にそれぞれ廃止する。

[保健所の再編]

現行22保健所7支所を15保健所14支所に再編し、市町村との適切な役割分担と連携の下に府域全体の保健サービスの向上を図る。

(平成12年度)

併せて、支所のあり方及び政令市化について検討を行う。

[府立松心園のあり方]

府立自閉症児施設である松心園については、府立中宮病院の再編整備を検討する中で、本院との一体的かつ有機的な連携を行い効率的な運用が図れるよう見直す。

[病院管理機能の一元化]

府立の病院の経営改善に向け、昨年度末に策定した「府立5病院経営改善計画」を着実に実施するため、平成10年度以降各病院の経営管理機能を順次一元化し、事務執行の効率化を図る。

また、企業体としての独立性を發揮しうる組織運営体制の整備を進める。

[農林技術センター能勢種畜場の見直し]

農林技術センター能勢種畜場については、その機能を見直し、府民の新たなニーズに対応できるよう、試験研究機関としては組織を廃止し、新たに公の施設として設置する。

(平成11年度)

[水道部の再編整備]

高度浄水施設の整備事業の概成に併せて、企業経営機能の強化、建設部門と維持管理部門の機能分担の見直し、建設事務所及び村野高度浄水施設建設事務所の縮小・廃止や小規模出先機関の統合について検討を進め、本格的な維持管理時代にふさわしい効率的な業務運営体制を確立する。

(平成11年度)

[府立大学の事務執行体制の整備]

府立大学について、学内LANの整備等により教育・研究ニーズにあった環境整備を行うとともに、会計事務のシステム化、学生情報の一元化等を進めることにより、簡素、効率的な事務執行体制を整備する。

(平成11年度)

5. 組織運営方法の改革

(1) 意思形成機能の強化

社会経済環境が大きく変化する中、複雑・多様化する行政ニーズに対応するためには、組織・機構の基本的な枠組みの改革と併せて、迅速かつ的確な意思決定を行える体制づくりを行う必要がある。

このため、新たな組織体制の下で、トップマネジメントと直結した全庁横断的な意思形成機能の強化を図る。

また、各部局において迅速な意思決定や円滑な業務運営を行うため、総務部門と事業部門、本庁と出先機関及び各職階の間における権限配分のあり方や課制・職制のあり方について検討を進める。

(2) 自律的な目標管理システム

行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、一定の事業実施部門において、それぞれの組織が自律的に目標管理を行う組織運営方法の導入について検討を進める。

このシステムはそれぞれの組織が自ら行政運営の効率化や行政サービスの向上に関する目標を設定し、その達成に向け自律的に取り組みを行うことを目的とするものである。

そのため以下のようないくつかの要素を持つ必要がある。

- ①目標の設定 組織の設置目的に照らして、サービス供給やコスト管理について、定量的に目標を設定するとともに、その達成状況について評価を行う。
- ②自律性の付与 組織の長に、基本的な枠組みの下で、業務運営に関する裁量権を付与する。
- ③透明性の確保 こうした目標管理については、府民に対し公表し、業務運営の透明性を確保する。

今後、このような要素をもった組織運営を行うための仕組みの具体化を図るために、下記のような課題について検討するとともに、その内容を踏まえて対象部門の選定を行う。

また、はじめからその全てを適用することが困難な場合は、対象部門の特性を勘案して、可能なものから順次取り入れていくことも検討する。

要 素	検 討 課 題
①目標の設定	<ul style="list-style-type: none">・中期目標（3～5年）及び年度計画の設定方法・達成状況の把握と評価のシステム
②自律性の付与	<ul style="list-style-type: none">・企業会計又は特別会計の導入と一般会計からの経費負担ルール・一定の組織編成権の付与方法・業務運営努力の反映の仕組み
③透明性の確保	<ul style="list-style-type: none">・公表の対象、方法

6. 附属機関

附属機関については、行政の民主化や専門知識の導入、各種行政の総合調整に一定の役割を果たしてきたが、平成7年度の行政監査報告書にも示されたとおり、時代の要請に即応した設置・運営の見直しに絶えず意を用いる必要がある。

このため、既存の附属機関の整理に努め、新たな設置は必要最小限に止めるとともに、運営の効率化と実質的審議の確保のため、昨年3月に定めた附属機関の設置及び委員選任の基準に基づき、また、同年12月の国の行政改革会議最終報告「審議会等の整理・運営等に関する指針」に示された委員数等の基準にも十分留意しつつ、一層の改善を図る。

(1) 廃止するもの

(平成9年度中)

- ・大阪府内職あっせん所運営審議会

(平成10年度中)

- ・大阪府税審議会

(2) 平成12年度の保健所再編と併せて見直しを検討するもの

- ・大阪府保健所運営協議会

- ・大阪府結核診査協議会

(3) 委員数を削減するもの

(平成9年度中)

- ・大阪府防災会議

- ・大阪府財産評価審査会

- ・大阪府同和対策審議会

- ・大阪府消費者保護審議会

- ・大阪府調理師試験委員

- ・大阪府製菓衛生師試験委員

- ・大阪府公衆浴場入浴料金審議会

II 指定出資法人について

指定出資法人については、民間や他の地方公共団体等との協力・連携を図りながら、柔軟で多様な施策展開を行っていくうえで大きな役割を果しているが、近年の社会経済情勢の変化の下、そのあり方が厳しく問い合わせられており、その適正な運営を確保することが重要な課題となっている。

このため、全指定出資法人の運営状況について改めて厳しく精査し、各法人が事業実施形態や法人規模等に応じて、自主性・自律性を發揮しながら、法人運営の一層の適正化が図れるよう指導を強化する。

また、民間の経営手法の導入など、法人の自主的な経営努力を促す手法を導入するとともに、必要に応じて外部の専門機関等による経営診断を行う。

1. 経営健全化への取り組み

指定出資法人については、これまで、累積欠損金を有する法人等経営上の課題を抱える法人について、個別の対応方針を定めるなど、経営健全化に向けた取り組みを進めているところである。

これまでの各法人の進捗状況を踏まえ、新たな対応方針を策定し、一層の経営健全化を行うよう指導を強化する。

(1) 累積欠損金を有する法人

累積欠損金を有する法人については、それぞれの赤字要因を踏まえ、当面単年度黒字転換を図れるよう、「別表1」に基づき経営健全化に取り組むこととする。

なお、こうした取り組みによっても経営健全化が進まない法人については、抜本的な事業の見直し等を検討する。

(2) 面的開発プロジェクト・鉄道網整備を行っている法人

面的開発プロジェクト・鉄道網整備を行っている法人については、その多くは事業開始前の状態にあり、今後の事業展開を通じて収支均衡を図る見込みとなっているが、確実に採算性を確保していくため、事業経営上の課題に応じて「別表2」の対応方針に基づき必要な措置を講じるとともに、今後も長期の収支見通しに基づき事業の点検を行い、必要な見直し等を行う。

(3) その他の法人

その他の法人についても、法人運営のより一層の健全化を促進するため、「別表3」に基づき役職員数の見直しや事務費の削減等により効率化を図るなど、社会経済情勢の変化に対応した法人運営に努める。

また、別表記載以外の法人についても、事業実施方法の改善や事務経費の節減など、運営方法の改善を進める。

2. 法人の統廃合等のあり方検討

設立当初の目的を概ね達成した法人、類似事業を実施する法人及び社会経済情勢の変化等による構造的要因により、健全な経営の確保が困難と予測される法人について見直しを行うほか、社会経済情勢の変化に対応しうるよう、法人の規模や事業範囲についても検討を進め、法人の統廃合や事務局統合を進める。

また、法人に対する本府の関与のあり方についても検討を進める。

(1) 統合を行うもの

- ・ (財)大阪府臨海センターと(財)大阪府りんくうセンターの統合（10年度当初）
- ・ 大阪府職業能力開発協会と(社)大阪府職業訓練協会の統合（10年度中）

(2) 統廃合等法人のあり方について検討を進めるもの

- ・ (財)大阪府こども会育成連合会と(財)大阪府青少年活動財団の連携強化を図るための事務局体制
- ・ (財)大阪産業廃棄物処理公社の廃棄物処理事業終了後の法人のあり方
- ・ (財)大阪中央地場産業振興センターと(財)大阪中小企業情報センターの統合
- ・ (株)泉佐野コスモポリスについては関係者間の協議を踏まえた法人の清算の方策
- ・ (財)大阪府農林会館の統廃合等
- ・ (財)大阪府農とみどり環境の整備公社と(財)大阪みどりのトラスト協会の事務局統合
- ・ 大阪府農業信用基金協会に対する本府の関与
- ・ (財)大阪府都市整備センターと(財)大阪府まちづくり推進機構の統合等

3. 法人運営の改善

法人運営の活性化と経営の健全化をより一層促進するため、法人の自主的な経営努力を促す手法の導入を進める。

(1) 公募制等による民間人材の活用

法人運営の活性化と経営の健全化を図るため、各法人の設置目的、事業趣旨にかなった経営能力を有する人材を公募制等の方法により民間から登用する。

(2) 利用料金制度の導入

公の施設の管理運営を受託する指定出資法人について、各法人の経営努力の発揮を促すため、管理に必要な経費を全て委託料で賄うのではなく、施設使用料を法人の収入としする利用料金制度（地方自治法第244条の2）の導入を進める。

(3) 経営評価指標の策定

指定出資法人において、それぞれの経営状況に応じて早期に適切な措置を講じるとともに、本府が効果的な指導を進めるため、経営状況を客観的に評価しうる指標（経営評価指標）を外部の専門家の参画を得て平成10年度中に策定する。

(4) 人材育成の推進

法人の人材育成と組織の活性化を図るため、法人の合同研修や法人間・府・民間企業等との派遣研修、人事交流などの取り組みを進める。

4. 役員の在職期間等の見直し

指定出資法人における常勤役員の報酬等については、その適正化を図るため、平成8年度において一定の見直しを行ったところであるが、法人を取り巻く厳しい社会経済環境を踏まえ、在職期間、報酬・退職金制度について抜本的な見直しを検討する。

(別表1)

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(株)千里ライザインセンター 〔平成17年度〕	経営健全化計画による取り組みにより平成8年度決算では減価償却前収支が黒字となった。 今後とも、経営健全化計画を着実に実施するとともに、一層の経営安定化に向けた方策を講ずる。
(財)大阪府マリーナ協会 〔平成8年度〕	計画的な事業遂行に努めた結果、単年度収支が黒字となった。 さらに、国体を機に拡張整備を進めている施設について、契約艇数の確保を図るなど一層の経営改善に努める。
(財)阪南医療解放センター 〔平成22年度〕	平成6年度に策定した経営改善計画に基づき、人件費等の節減や人間ドックの拡充等の增收に努めている。 引き続き、府の医療政策における将来の病院の役割を検討するとともに、単年度収支の黒字転換に向け、新たな增收策や人件費抑制等の経費節減策を盛り込んだ経営改善計画を策定する。
(財)国際見本市協会 〔平成22年度〕	低迷する経済情勢に加え、ホテル間競争の激化及び施設・設備の老朽化に起因して、ここ数年売上が減少し、赤字を計上している。 そのため、これまで以上に增收対策を実施するとともに、営業体制を見直し、人件費をはじめとする経費の節減を図るなど経営改善に努める。 また、新ホテル建設に伴いホテル経営の民営化を行うこととし、協会の採算性を確保しうるよう関係者間の協議を進めること。 民営化後は、法人の統廃合を検討する。

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(株)大阪繊維リソースセンター 〔平成20年度〕	<p>入居率の向上や人件費をはじめとする経費節減等により、平成8年度決算では減価償却前収支が黒字となった。</p> <p>引き続き、現在の取り組みを進め減価償却前収支の黒字を維持するとともに、単年度収支の黒字転換に向け、新たな経営改善計画を策定する。</p>
(株)松原食肉市場公社 〔平成14年度〕	<p>牛肉の輸入自由化や景気の後退等による集荷頭数の減少により赤字を計上している。</p> <p>このため、集荷頭数の拡大を図るとともに、使用料の見直しや人件費の抑制など、より一層の経営改善に努める。</p> <p>併せて、流通体系の変化、消費動向を勘案し、地方卸売市場3市場の機能・役割を検討する。</p>
(株)大阪泉大津フラワーセンター 〔平成17年度〕	<p>経済環境の変化等に伴う花き市場の低迷により、市場取扱高が当初予想を下回っている他、一部空き施設も生じている。</p> <p>このため、取扱高の確保及び空き施設の利用促進を図るとともに、借入金の一部繰上償還による金利負担の軽減や管理経費の削減を行う。</p>
(株)大阪鶴見フラワーセンター 〔平成15年度〕	<p>経済環境の変化等に伴う花き市場の低迷により、市場取扱高が当初予想を下回っている。</p> <p>このため、取扱高の確保を図るとともに、組織の簡素化や役職員数の見直し、借入金の一部繰上償還による金利負担の軽減を行う。</p>

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(財)大阪府勤労者福祉協会 〔平成11年度〕	<p>施設の老朽化、宿泊サービス業界全体の低迷や民間の類似施設との競合等により、「憩の家」等の利用客が減少し赤字経営に陥っている。</p> <p>このため、経営改善が見込めない施設については早期に閉館するとともに、人件費の削減など抜本的な経営改善策を講じる。</p> <p>今後とも各施設毎の採算性を見極めながら、施設のあり方について検討する。</p>
(財)大阪府りんくうセンター 〔平成10年度〕	<p>暫定駐車場事業が設備投資の初期負担等により赤字となっている。</p> <p>このため、新たな增收策の実施、駐車場の運営手法及びシャトルバス事業の見直し等を行うとともに、土地信託事業など他の事業と合わせて経営改善に努める。</p>
(株)テレコムりんくう 〔平成12年度〕	<p>りんくうタウンの立ち上がりの遅れから赤字が続いている。</p> <p>このため、赤字要因となっている事業の縮小など経費の節減を図る等の経営改善策を講じる。</p>
りんくうゲートタワービル(株) 〔平成29年度〕	<p>開業直後の創業期にあたるとともに、景気の低迷が続くな、オフィス入居率が伸び悩んでいることなどから赤字となっている。</p> <p>このため、引き続きオフィスの入居率の向上や人件費の削減等の取り組みを強化するとともに、管理委託費の節減など一層の経営改善に努める。</p>

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の課題及び今後の対応方針
財千里保健医療センター 〔平成7年度〕	<p>平成6年度に実施した経営診断に基づく経営改善努力により、平成7年度から単年度黒字となっている。</p> <p>引き続き診療部門の充実や委託費の見直し等により経費の節減を図り、単年度黒字の維持に努める。</p> <p>また、府の医療政策における位置付けを明確にするとともに、早期に保健衛生部に移管する方向で、その運営指導体制の整備を進める。</p>
りんくう国際物流(株) 〔平成12年度〕	<p>開業直後の創業期にあるため赤字を計上しているが、引き続き積極的なテナント誘致活動を展開し、入居率の向上に努めるとともに、人件費の削減等により平成12年度単年度収支の黒字転換を目指す。</p>

(別表2)

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の課題及び今後の対応方針
関西高速鉄道(株) 〔平成23年度〕	残事業が概ね終了し、JR西日本への線路貸付が主要業務となることから、必要最小限度の組織人員体制とする。
国際文化公園都市(株)	住宅・都市整備公団の仮換地指定以降分譲を行う予定であるが、会社を取り巻く経営環境が大きく変化していることから、採算性を確保しうるよう、事業コストの低減・事業規模の適正化・分譲リスクの軽減等の経営改善を進める。
大阪外環状鉄道(株) 〔平成28年度〕	鉄道建設という事業構造から初期投資が大きく資金回収に時間を要することから、計画的な事業遂行に努めるとともに、簡素効率的な経営に努める。
(株)いづみコスモポリス	現在、用地造成を行っており、分譲予定期間内に企業誘致が達成できるよう、早期に分譲価格の設定を行う。 今後とも、地元市をはじめとする事業関係者との連携を強化し、積極的な取り組みを進める。
(株)岸和田コスモポリス	バブル崩壊後の経済情勢の悪化や地価の下落など計画を取り巻く社会経済環境が変化する中、計画の一定の見直しが必要となっている。 このため、地元市等の関係機関と早急に協議を進め、事業成立性を確保しうる事業方策を確立する。

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の課題及び今後の対応方針
㈲大阪府産業基盤整備協会	<p>和泉コスモポリス事業については、現在、用地造成を行っており、分譲予定期間に企業誘致が達成できるよう、今後とも地元市をはじめとする事業関係者との連携を強化し、積極的な取り組みを進める。引き続き、経費削減に努めるとともに、今後、社会経済環境の変化を踏まえ、協会の事業展開方針を確立し、それに応じた組織人員体制とする。</p>
大阪高速鉄道(株) 〔平成17年度〕	<p>環状モノレール（一期・二期）が全線開業したものの、利用実績が当初予測を大きく下回っている。</p> <p>このため、今後、沿線市等と協力し需要喚起に努めると共に、組織人員体制のスリム化、経費の削減、兼業部門の増収対策など、一層の経営改善に努める。</p>
岸和田港湾都市(株) 〔平成20年度〕	<p>平成7年度までは営業開始前のため赤字を計上したが、昨年度に商業施設の一部を開業するなどにより単年度収支が黒字となった。</p> <p>今年度からマンション事業に着手しており、引き続き計画的な事業遂行により収益の安定を図る。</p> <p>ホテル事業については、採算性を見極めながら、早期に事業実施手法を確定する。</p>

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の課題及び今後の対応方針
大阪府住宅供給公社	<p>地価下落等の影響及び面的開発プロジェクト（関西文化学術研究都市、水と緑の健康都市、南河内・健康ふれあいの郷）関連事業における事業見通しを踏まえ、公社の経営基盤の安定化を図る観点から、保有土地の有効活用や人件費等の経費の削減を行い、長期的な経営の安定化を図る。</p> <p>また分譲住宅については、民間との役割分担を図る観点から、まちづくりや高齢化対応等の先導的なプロジェクトなど施策効果の高い分野に重点を移す。</p> <p>賃貸住宅事業については、賃貸ストックの有効活用や、管理のより一層の効率化等を図る観点から、今後の事業推進方策を検討する。</p>

(別表3)

法人名	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(財)大阪府国際交流財団	金利低下により基本財産の運用収入が大幅に減少している。 このため、役職員数の計画的な見直しを行うなど、経費の削減に努める。
(財)大阪国際平和センター	法人運営の合理化により、職員数を削減する。
(財)紀の川水源地域対策基金	金利低下により基本財産の運用収入が大幅に減少している。 このため、事務所移転を行うとともに、専任職員の見直しを検討するなど管理経費の削減に努める。
(財)大阪府文化振興財団	市町村等との役割分担の観点から、府民劇場の事業内容を見直すとともに、法人の運営体制を見直し、管理経費の削減に努める。
(財)大阪府男女協働社会づくり財団	常勤役員数の見直しを行うとともに、業務の一部委託化を図るなど、効率的な管理運営に努める。
(財)大阪府青少年活動財団	閑散期の利用促進に努めるとともに、より柔軟で効率的な施設運営を図るため、計画的な定数改善に向けた取り組みを行う。
(財)大阪21世紀協会	これまでの事業実績を踏まえ、今後の事業展開のあり方を検討する。

法人名	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(財)大阪府私学振興会	事務局統合の効果をより一層發揮するため、法人の組織体制を見直し、職員数を削減する。
(財)大阪府地域福祉推進財団	市町村や民間施設の整備状況に鑑み、当該法人が管理する府立老人福祉施設「延寿荘」、「楽寿荘」のあり方を検討する。 また、事務所移転により、経費の削減に努めるとともに、職員数の見直しを行う。
(社)大阪府社会福祉事業団	類似の民間施設の整備状況をふまえ、当該法人が管理する府立福祉施設の役割・機能を検討する。 併せて、施設種別の変更により、職員数の見直しを行う。
(社)大阪府障害者福祉事業団	事業の効率化を図るため、業務移管を行い職員数の見直しを行う。
(財)大阪がん予防検診センター	当該法人の公益的な役割を踏まえた中で、より一層自律的な運営を図る観点から、增收及びコスト削減を内容とする経営改善計画を策定し経営基盤の安定を図る。
(株)大阪国際貿易センター	平成12年春開業予定の大蔵国際会議場（仮称）の管理運営を受託するにあたって、利用料金制度の導入を検討するとともに、採算性を確保しうる収入確保策の検討やそれに見合った組織体制を整備する。
(財)大阪府中小企業振興協会	職員数を見直すなど経費削減に努めるとともに、設備貸与事業の債権管理体制を強化する。

法人名	法人運営上の課題及び今後の対応方針
大阪府中小企業信用保証協会	役職員数の計画的見直しや事務経費の削減等により、効率的な法人運営に努めるとともに、経営収支の改善を図るため、健全性の回復に向けた年次計画を策定し、経営基盤の強化に努める。
岸和田港木材倉庫(株)	<p>原木の入荷量が年々減少しており、それに伴い法人の主要な収入源である保管料収入も減少傾向にある。</p> <p>このため、事務費の削減や職員数の計画的な見直しにより、管理経費を削減する。</p> <p>今後さらに、木材の需給構造の変化を踏まえ、法人のあり方を検討する。</p>
(財)大阪府農とみどり環境の整備公社	組織運営体制や職員数の見直しを行い、効率的な運営に努める。
(財)大阪勤労者職業福祉センター	<p>景気低迷や婚礼様式の変化等消費者ニーズの多様化などから、事業収入が伸び悩む一方、事業支出が増加傾向にある。</p> <p>このため、中期的な経営改善方策を策定し、積極的な営業活動やコスト削減を図るなど、一層の経営健全化に努める。</p>
(財)大阪労働協会	<p>社会経済環境の変化や府民ニーズの多様化により、法人の自主会計の中心事業である結婚式事業の利用が近年著しく減少している。</p> <p>このため、結婚式運営事業を廃止するとともに、組織人員体制を見直すなど施設の効率的な管理運営に努める。</p>

法 人 名	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(財)青少年の町	<p>青少年の町（ヤングタウン）は設置後25年が経過し、社会経済環境が大きく変化していることから、事業及び法人の組織人員体制の見直しを図るとともに、青少年の町の今後のあり方を検討する。</p> <p>また、この結果を踏まえ、法人のあり方についても検討する。</p>
(財)大阪府ポートサービス公社	<p>堺泉北海員会館の利用状況が低迷し、海員厚生事業が赤字基調となっている。</p> <p>このため、当面、堺泉北海員会館の利用促進を図るなど、同施設の収支改善に努める。</p>
(財)大阪府公園協会	<p>収益部門と府受託部門との執行体制のあり方について整理を行う。</p> <p>また、収益事業（駐車場・売店・食堂）については、収益率が低下してきていることから、駐車場事業の機械化を促進するとともに、売店・食堂等については公園の利用実態を踏まえ、配置計画の見直しによる統廃合を行うなど、より一層の経営健全化に努める。</p>
大阪府土地開発公社	法人の管理経費を削減するため、平成8年度から事務費の縮減や計画的な人員見直しを行っている。今後も引き続き、管理経費の削減に努める。
(財)大阪府住宅管理センター	住民サービスの向上と効率的な管理体制を整備するため、本府と住宅管理センターとの機能分担を再整理するとともに、今後ともより円滑な管理運営に向けての取り組みを進めること。

法人名	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(財)大阪府建設監理協会	<p>協会の主要事業である本府からの受託事業の推移を踏まえ、必要に応じて役職員数を見直すなど経費の削減に努める。</p> <p>今後とも、市町村等からの受託事業の拡大に努め、経営の安定化を図る。</p>
(財)大阪府千里センター	<p>組織運営体制や役員数の見直しを行い、効率的な運営に努める。</p>
(財)大阪府泉北センター	<p>受託事業の一部が終了することに合わせ、組織人員体制の計画的な見直しを行い、効率的な運営に努める。</p>
(財)大阪府水道サービス公社	<p>府営水道のより一層の効率的な経営を図る観点から、府水道部が行う維持管理業務の受託を計画的に拡大することにより、総コストの抑制を図り、水道料金の抑制に寄与する。</p> <p>また市町村水道からの水質検査の受託拡大等に努めるなど、市町村水道の支援に努め、水道事業の効率化、広域化を図る。</p> <p>事務所移転等により管理経費の削減に努めるなど、法人運営の更なる効率化に努める。</p>
(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	<p>学校給食部会計に対する国庫補助（小麦粉委託費）が廃止されたこと及び経費の増嵩等により、平成4年度から毎期単年度赤字が発生している。</p> <p>このため、当面、取扱品目の整理縮小や組織体制の見直しなど学校給食部門の経営健全化を図ることとするが、今後、米の値引き制度の廃止が検討されていることから、国・府域市町村の動向を見極めながら、給食部門の一層の見直しを検討する。</p>

法 人 名	法人運営上の課題及び今後の対応方針
(財)大阪体育協会	なみはや国体の終了に伴い、組織人員体制を大幅に縮小する。

III 行政運営体制について

行政運営体制については、社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、限りある人材を有効に活用し、最小の費用で最大の効果をあげうるよう大綱に掲げた基本的な考え方に基づき、継続的に取り組んでいくことが重要である。

このため、「定数管理」「人事・給与管理」「能力開発」「事務改善」「職員の勤務意欲の向上」の5つの課題について、大綱実施項目等の具体化に引き続き努めることとするが、重点的に取り組む課題等として、以下の項目について、実施・検討を進める。

1. 定数管理

(1) 一般行政部門

- ・ 事務事業の見直し、部局及び課の再編・統合、OA化をはじめとする事務処理方法の改善、公民の役割分担の明確化などを踏まえ、さらに徹底した既存部門の人員見直しを進めるなど、人件費の抑制のため、より一層厳しい定数管理に努める。
- ・ また、職員の新規採用については、引き続きできるかぎりの抑制に努める。
- ・ 職員の定数については、今後3ヶ年（平成10年度～12年度）において、概ね500人（一般行政部門約16,600人の3%）の削減を見込む。
- ・ 行政改革大綱に基づく定数管理の取り組み成果等を踏まえ、平成10年度当初において知事部局職員定数条例等の改正を行う。

(2) 教育部門

- ・ 教員の定数については、平成9年度から11年度の3ヶ年で概ね2,000人の定数削減見込みを示し、平成9年度に約700人の削減を実施した。
- ・ 新たに国の教職員配置改善計画が2ヶ年延長されることや今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、定数改善に基づく配置や教育諸課題に対応するための本府独自の措置について、適正な定数管理に向けた取り組みを徹底する。
- ・ 平成12年度においては、概ね600人の定数削減を見込む。

(3) 警察部門

年々、増加する警察事象に対応するため、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢の推移を見極

め、適正な定数管理に努める。.

2. 人事・給与管理

(1) 高齢化時代に対応した人事管理

高齢化時代に対応した昇任管理のあり方について検討を行うとともに、新再任用制度の導入を控え、高齢職員の能力や経験が十分活用できるよう、業務内容や業務運営方法の見直しを行うなど、高齢化時代に対応した人事管理について検討を進める。

また、団塊の世代に属する職員が大量に退職した後の急激な変化にも対応できるよう、若手職員の育成、能力活用の観点を踏まえた中長期的な人事管理のあり方についても検討を進める。

(2) 業務執行体制、職制のあり方

効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、現行の係制の見直しや職制の簡素化など、より機動的な業務執行体制への再編について検討を進める。

(3) 給与制度

- ・ 特殊勤務手当について、国と同種の業務に係る手当については基本的に国に準ずることとし、本府独自の業務に係る手当については、全庁的な調査の結果を踏まえ、社会経済情勢の変化等によりその特殊性の認められなくなったものや、他府県と比較して支給水準が高いもの、あるいは勤務の性質から給料本体として措置すべきものなどに整理し、支給対象範囲の見直しや廃止も含めた整理統合を検討するなど、適切な見直しを行う。
- ・ 国や他府県の動向等も踏まえ、勤務成績を勤勉手当や昇給等に的確に反映させるなど、個人の能力と実績に応じた成績主義をより一層反映した給与制度のあり方について検討を進めるとともに、中・長期的な給与制度のあり方について引き続き検討する。

(4) 民間との人事交流

職員の能力開発、資質の向上を図るとともに、経営感覚やコスト意識など民間の柔軟な発想を府政運営に活かしていくため、民間とのより効果的な人事交流のあり方について、任用形態をはじめ制度面の検討を行う。

(5) 選択定年制

人事の刷新、公務能率の向上及び財政負担の軽減を図るとともに、職員のライフプランを支援する観点も踏まえ、50歳以上の職員を対象に特別退職制度を実施しているが、今後、対象年齢の引き下げや退職手当の優遇措置も含め、より効果的な制度となるよう検討を進める。

3. 能力開発

(1) 職場研修等の活性化

個々の職員の研修ニーズの把握と継続的な指導が可能な職場研修の活性化のため、部下の能力開発に対する管理監督者の自覚や指導・育成能力の向上のための研修（管理監督者研修、研修指導者養成研修、研修推進担当者研修）の充実と職場研修に関連する情報提供の充実を図る。

また、職員が自己の能力開発に責任と自覚を持って取り組めるよう、自主研修の活性化のため、グループ学習や通信教育受講等の条件整備を引き続き進める。

(2) 研修所研修の充実

府民の信頼を確保し、環境の変化に的確に対応した行政運営を推進するため、公務員倫理の研修や柔軟かつ効率的な職務の遂行に必要な能力の向上のための研修を進める。

また、研修の実施に際しては、自主研修や職場研修、部局研修との連携に配慮するとともに、小集団による参加型・実践型研修や職員の習熟度や希望に応じた選択型研修など、より効果的な研修手法の導入拡大を図る。

(3) 研修計画の点検・再構築

研修ニーズに対応した、より効果的な研修を行うため、毎年度、各部局のニーズや評価の把握に努め職員研修計画の点検を行い、研修内容の充実改善を進める。特に、行政環境の変化に対応するために、職員研修推進計画（平成6年度策定・21世紀初頭目標）の改定について検討するとともに、これに向けた基礎情報収集のための職員アンケート調査等を実施する。

4. 事務改善

全庁的に事務改善に向けた推進体制を整備し、「なんでやねん運動」として、全職場において事務改善の取り組みを進めており、平成9年夏には「なんでやねん運

動実施計画」を策定したところである。

来年度も、引き続き同計画に位置づけられた項目の着実な推進を図るとともに、職員の意識改革、内部管理事務の効率化、府民サービスの向上、さらには時間外勤務の削減を図るという観点から、新たに具体的なテーマを設定して検討を進める。

特に、情報化や、OA化を今後の事務改善の中心テーマとして、合理的、効率的な行政運営システムの早期実現を図る。

また、新たな執行基準を定め、より適正な経理の執行に努めるとともに、わかりやすく簡素で効率的な会計事務システムの検討を行う。

5. 職員の勤務意欲の向上

危機的な財政状況をはじめとした本府を取り巻く厳しい社会経済環境の下において、職員の勤務意欲の維持・向上を図ることが急務となっている。

また、今後、ますます複雑多様化する行政課題に柔軟かつ的確に対応していくためにも、職員の公務能率の一層の向上に努めるとともに、職員が意欲をもって職務に専念できるよう行政運営体制を整備していく必要がある。

このため、職員の勤務意欲の向上に向け、組織・職制のあり方や個人の能力や実績がより反映される人事・給与システムのあり方について検討を行うとともに、風通しのよい職場環境づくりに努めていく。

IV 事務事業について

(1) 基本的考え方

事務事業については、大綱及び財政健全化方策（案）並びに平成10年度当初予算編成に向けて（案）等に基づき、ゼロベースの視点から徹底した見直しに努め、10年度当初予算において 151件、約44億円の見直しを行ったところであるが、本府の危機的な財政状況を踏まえ、準用再建団体転落回避と財政再建を図るために設置する「大阪府財政再建本部」において、平成11年度当初予算編成に向けての方策案およびその後の財政再建プログラム案の策定を行う中で、更なる抜本的な見直しを行う。

(2) シーリング等について

平成10年度当初予算において、各行政分野毎の施策の精査を促すとともに、歳出規模の抑制を図るため、編成要領に基づき、建設単独事業で、対前年比30%減、単独施策で10%減などのシーリングを行い、約 249億円の歳出削減を行ったところであります、今後ともシーリングの活用を検討していく。

(3) 公の施設についての収支改善等

施設利用率の低下や固定経費の増嵩等により、多額の一般財源の投入を余儀なくされている府立の公の施設について、収支改善方策や年間を通じた利用向上が見込める施設についての期間閉鎖等を行うことにより、本府の財政負担の軽減を図る。また、公の施設の管理受託法人にあっては、府の定数削減状況を踏まえ、既存部門において 2 %を目途に削減を行う。

(4) 公共工事のコスト縮減

公共工事のコスト縮減について、昨年 9 月に策定した「大阪府公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を踏まえ、9 年度から、順次コスト縮減のための具体的方策の実施に努めているところであるが、3 力年で10%のコスト削減が図れるよう引き続き取り組みを進める。

(5) 主要プロジェクトの取扱い

行政改革期間中、事業の推進又は進捗を見合わせることとしたプロジェクトについては、10年度以降も深刻な財政状況に好転が見込めないことから、当面事業の凍

結を継続し平成11年9月補正予算編成時に、改めてその時点での財政見通しや整備条件等を勘案し、その取り扱いを判断する。

なお、凍結期間中において、社会経済環境や府民のニーズに対応した事業内容・手法の点検等については継続して行う。

また、面的開発プロジェクト及び鉄道網整備については、需要の見極めと採算性の確保等の観点から、事業主体である指定出資法人の経営健全化と併せ、引き続き事業の点検及び見直しを行う。

(6) 行政評価システム

行政の質と効率性の向上を図るため、各施策等の目標を設定し、その達成状況を評価し、今後の施策や予算に反映する行政評価システムの導入に向けて、プロジェクトチームを設置し研究を進める。

V 行政の公正さの確保と透明性の向上について

地方分権の時代にふさわしい、府民に信頼される府政運営を実現するためには、行政の公正さを確保し、透明性の向上を図ることが重要である。

そのため、府民負担の軽減のための行政手続の簡素化及び適正な行政手続の実施を図るとともに、府が保有する情報の公開の推進を図る。

1. 府民負担軽減のための行政手続の簡素化と適正な行政手続について

行政手続の簡素化等について、大綱及び現計画で示した項目を着実に実施していくとともに、引き続き、規制緩和、申請書類等の簡素化及び適正な行政手続の実施に努める。

(別表4 参照)

(1) 規制緩和

規制緩和、府民の負担軽減の観点から事務の見直しを行い、許認可等や届出の必要な範囲の変更を行う。

また、常に許認可等や行政指導のあり方について見直しを実施し、公正かつ効率的な行政目的の実現に努める。

(2) 申請書類等の簡素化

申請書等の添付書類の削減、押印の見直しを行う申請書等の範囲の拡大など申請書等の簡素化にさらに努めるとともに、関連する複数の届出書等の様式の共通化について検討する。

(電子データによる手続の推進)

営業者に名簿、帳簿、台帳等の保存が義務づけられている場合、コンピューター等により電子的にデータを処理しているときは、その電子データに法令上必要な情報が含まれている等一定の要件が満たされていれば、それで足りるものとする。

また、国等の動向を踏まえ、フロッピーディスクなど電子データによる申請、届出等を認めることを業務の内容に応じて推進することとし、今後、セキュリティ対策、本人確認の方法などシステム面、法制度面の課題について検討する。

(国の機関委任事務等に係る申請書等の押印の見直し)

平成9年7月の国の事務次官等会議における「押印見直しガイドライン」の申し合わせに基づき、新たに機関委任事務等に係る申請書類等の押印の見直しを推進する。

(3) 適正な行政手続の実施

行政手続法又は大阪府行政手続条例に基づく標準処理期間について、未設定のものの設定に努めるとともに、効率的処理を図り、処理期間の適正化を進める。

また、大阪府行政手続条例に基づき、同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行う行政指導について、明確性、公平性を確保する諸方策について検討する。

(別表4)

行政手続の簡素化等の実施項目

項目	実施項目
許可等の基準、要件等の緩和を行うもの	<p>① 伝染病予防法上の施設の増改築の認可基準及び構造基準を適正なものに改める。(10年度以降)</p> <p>② 微生物検査施設の許可基準を緩和する。(10年度以降)</p> <p>③ 興行場の喫煙所の設置及び便所の便器の数について、興行場の種類、規模又は用途により公衆衛生上支障のない範囲で緩和する。(9年度)</p> <p>④ 金属くず営業の許可を営業所ごとの許可から営業者単位の許可に許可単位を緩和する。(10年度)</p> <p>⑤ 法令等により府民に保存を義務づけている台帳等の電磁的方法等による保存を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府公益法人の監督に関する規則第17条の収入及び支出に関する帳簿ほか2帳簿(10年度) ・ 大阪府公益信託の引受けの許可、監督に関する規則第16条の収入及び支出に関する帳簿ほか6帳簿(10年度) ・ 大阪府中央卸売市場業務規程施行規則に基づく売買仕切書(10年度以降) ・ 金属くず受払い台帳(10年度)
提出書類を簡素化するもの ○添付書類の見直し	<p>① 添付書類を写しでよいとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府税関係申請、届等の添付書類15種類 ・ 科学技術庁長官賞等推薦書の添付書類3種類 <p>(10年度以降)</p> <p>② 金属くず業許可証の写真貼付を廃止する。(10年度)</p>

項 目	実 施 項 目
府民からの提出書類の 押印を見直すもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業関係の6種類の申請（届出）書（9年度） ・ 興行場関係の6種類の申請（届出）書（9年度） ・ 公衆浴場関係の7種類の申請（届出）書（9年度） ・ 理容師関係の11種類の申請（届出）書（9年度） ・ 美容師関係の11種類の申請（届出）書（9年度） ・ クリーニング所関係の8種類の申請（届出）書（9年度）
電子データによる申請 ・ 報告を可とするもの	<p>① フロッピーディスクによるものを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊車両通行許可申請（10年度以降）
目的達成による条例等 の廃止を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則（10年度以降）

2 情報公開の推進

府が保有する情報の更なる公開を推進し、府政への府民参加の一層の充実を図るとともに、総合的な情報公開の推進に向けた取り組みを進める。

(1) 総合的な情報公開の推進

(情報提供)

府政情報センター等における行政資料や報道提供資料等の情報提供に加え、インターネット等の媒体を活用した情報提供の更なる拡大と内容の充実を図る。

(会議の公開)

会議公開の手引きの作成（平成8年度）に続いて、非公開会議の見直しなど更なる公開の推進に努めるとともに、審議会資料の公表を進める。

(2) 大阪府公文書公開条例の改正

府が保有する情報の公開を推進し、行政の透明性の向上を図り、もって府政について府民に説明する責務を全うするため、大阪府情報公開推進会議等幅広い府民の意見を聴きながら、現行の大阪府公文書公開条例の見直し、改正を行う。

(3) 情報公開制度を利用するための資料の充実

府民の情報公開へのニーズに応え、より利用しやすい制度とするため、大阪府公文書公開条例解釈運用基準を改正するとともに（平成10年1月）、公文書を検索するための資料として、新たに長期保存文書目録と文書管理台帳（写）を府政情報センターに開架する。（平成10年度）

VI 行政の情報化について

本府においては、これまで大型コンピュータをはじめとする各種情報機器や府内 LANなどの情報通信基盤の整備を進め、OA化による事務処理の効率化・迅速化や府民へのサービス向上に努めてきたところである。

しかしながら、インターネットの急速な普及に象徴されるように、現代社会における情報化の進展は、社会活動のあらゆる局面で大きな変革をもたらしつつあり、本府においても、改めて情報の価値を捉え直し、情報化技術を行政運営システムの枢要な資源と位置づけ、最大限に活用する必要がある。

このため、「行政情報化推進計画」に基づき、以下の基本的視点に立って行政の情報化をより一層推進する。

1. 行政情報化のめざすべき方向

行政のあらゆる分野において情報通信技術を活用して行政運営と府民サービスの質的向上を図るため、以下に重点を置いて、情報化への取り組みを進める。

(1) 抜本的な業務改革／行政運営の高度化

民間企業で取り組まれているBPR (BUSINESS PROCESS REENGINEERING) も参考にしながら、組織や制度、慣習等の抜本的な改革を前提として、意思決定の迅速化、内部管理事務の効率化、情報共有による事務の迅速化・効率化などを進め、行政運営の高度化を実現する。

① 意思決定の迅速化

報告・連絡・相談、会議など日常のコミュニケーションや事務決裁手続きについて、府内 LANによる情報システムを活用して電子化し、組織の意思決定を迅速化する。

② 内部管理事務の効率化

給与支給や出退勤管理などの庶務事務をはじめ、事実の発生とそれに伴う一連の処理が府内で完結する事務については、紙媒体を使わず電子的に処理する。

③ 文書ライフサイクルの効率化

府内の事務処理に用いる文書の作成・入手・管理・施行・保存を可能な限り電子化する。

④ 情報共有による事務の迅速化・効率化

府内各課が電子掲示板を開設し、様々な電子情報の府内共有を行うとともに

に、付加価値の高い情報について共通データベースを構築する。

(2) 府民サービスの向上・府民参加の推進

双方向の情報通信ネットワークシステムの活用により、国や市町村、府民との間での情報共有・活用を進め、行政情報の提供や行政手続に関する府民負担の軽減など府民サービスの向上、府民参加の推進を図る。

① 行政情報の提供・府民参加の推進

インターネットのホームページを活用して、行政情報を広く府民に提供するとともに、府民との意見交換など、府政への直接参画手段としても活用する。また、国、市町村、関係団体との情報交換、情報の共同利用を推進する。

② ワンストップサービス

国や市町村との情報流通ネットワークの整備拡充などにより、府民の自宅や府民に身近な場所に設置された窓口から、府に関連する届出や申請を行うことができ、必要な情報サービスを受けることができるワンストップサービス等を行うための取り組みを進める。

2. 行政情報化推進のための条件整備

行政情報化を効果的に推進するため、今後、以下の取り組みを進める。

(1) 行政システムの再構築

情報化による業務改革の効果を最大限に求めるため、事務の処理プロセスを前例や慣習等にとらわれずゼロベースから見直し、情報化に適したプロセスに改革する。また、紙による情報の流通・管理を全体として電子化するため、電子情報の提供・共有や申請・届出の電子化、公文書の範囲の見直し等を進める。

(2) 情報通信基盤の整備

技術の進展にフレキシブルに対応できるよう、標準的で普遍性、汎用性の高い機器やシステムの方式を採用し、今後5年間で府内LANや職員端末など行政情報化を支える基盤の整備をめざすとともに、情報システムの見直しの中で既存機器についても最適化を進める。

(3) 職員の意欲と能力の向上

職員の自己啓発による能力向上を基本として、部局・所属での能力開発や効果が業務のシステム化や事務処理の効率化に結びつくような研修の実施に努める。

(4) 安全性・公平性の確保

本人認証やセキュリティ対策について民間や国の動向を踏まえ、検討を進め

るとともに、個人情報保護対策について適切な対応を行う。また、情報機器の普及状況等を見据えつつ、府民の情報入手の公平性を確保するための手段についても検討を進める。

3. 平成10年度における取り組み

以上を踏まえ、10年度においては、次のような取り組みを行う。

- (1) 行政情報化を、事務改善と併せて強力に推進していくための体制を確立する。
- (2) 全庁的事務システムについて、業務プロセス改革の方針に基づき、最新の情報通信技術の導入による効率化を前提とした見直しを行い、各業務システム毎の改善計画を策定する。
- (3) 行政運営と府民サービスの向上をめざして、パイロット的な整備を重点的に行う。
 - ① 府民への情報提供の充実のため、福祉、教育等の府民のくらしに役立つ府ホームページの内容拡充に努める。
 - ② 内部管理事務の効率化のパイロット事業として、給与システムのオンライン化構想の具体化を図るため、時間外勤務手当等の報告事務のオンライン化を先行的に整備する。
 - ③ 個別事務システムの見直しのモデル事業として、土木電算システムの改良を行う。
 - ④ 赤外線LANの導入により、本・別館と分散している本庁各課とのネットワーク性能の向上を図るなど、府内LANの拡充を行う。

VII 分権時代にふさわしい府と市町村との関係について

(1) 大阪版地方分権推進制度の推進

地方分権の推進が具体的な段階を迎えており、地域に係る行政は、府と市町村とが車の両輪となって自主的、総合的に実施していくことが求められている。

こうした観点から、市町村とも十分協議を行いながら、分権時代にふさわしい府と市町村との新たな関係の確立に向け、市町村の自主的な判断と選択に基づき事務移譲等を進める制度として「大阪版地方分権推進制度」を平成9年4月に創設した。

平成9年度においては、市長会、町村長会等とも十分連携を図りながら各市町村と具体的な事務移譲に向け協議・調整を行ってきたところであり、こうした協議等を踏まえ、以下の事務について、平成10年4月を目指（移譲するにあたって国との協議を要する事務については、協議が整って以降）に移譲を行うこととする。

府から市町村への事務移譲等については、今後とも、市町村と十分協議を行なうながら、市町村の自主的な判断と選択に基づき進めていく。

移 譲 す る 事 業	移 譲 市 町 村
・ 土地区画整理事業に係る建築行為等の許可	吹田市・八尾市
・個人の土地区画整理事業の施行認可	吹田市・八尾市
・ 土地区画整理組合の設立認可	吹田市・八尾市
・ 路外駐車場設置（変更）の届出	八尾市
・ 市町村が指定する河川に供用されている国有財産の境界確定	堺市

移 譲 す る 事 務	移 譲 市 町 村
・身体障害児の補装具の交付及び修理の決定	大阪市・堺市を除く全市町村
・身体障害児・知的障害児の日常生活用具の給付	
・知的障害者の日常生活用具の給付	
・商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可	堺市
・家庭用品の品質表示に係る調査・指示	堺市
・消費生活用製品の危害防止に係る調査	堺市
・ガス用品販売事業場の立入検査	堺市
・電気用品規格の立入検査等	堺市
・史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可	羽曳野市、藤井寺市

(2) 大都市圏における自治制度のあり方

地方分権の進展により、府県と市町村の関係が変化していくのに加え、自治制度をめぐる環境も、産業経済の構造変化や生活行動領域の広がりによって大きく変わりつつある。このため、来るべき分権時代を展望しつつ、大都市圏における自治制度のあり方について研究を進めるため、庁内研究会を設置した。引き続き経済界や学界から有識者の参画を得て研究を進める。

VIII 公民の役割分担について

府ではこれまでにも、行政サービス向上のために、民間企業が持つ経営ノウハウの導入や民間で処理するにふさわしい事業の処理委託の促進など、民間の能力を積極的に活用してきた。また、近年は、民間の持つ知識・情報、ノウハウ、資金などを活用して公共目的を達成するいわゆる民活事業も積極的に実施してきた。

しかしながら、社会経済環境が大きく変化し、行政のスリム化、効率化が求められる中で、限られた財源や人材によってますます複雑多様化する府民ニーズに的確に応えていくためには、行政が従来担ってきた役割を当然視するのではなく、行政と民間との役割分担について根本的に見直す必要がある。

このため、以下の「公民の役割分担に関する基本指針」に基づき、府が実施している事務の再点検を進める。

公民の役割分担に関する基本指針

1. 基本的考え方

民間企業や非営利団体など民間の自主的な活動の広がりを踏まえ、民間で実施可能な分野は可能な限り民間に任せることを基本に、行政が自ら行わなければならぬかどうかについて、その社会的便益と社会的費用とをより厳格に再検討するという視点に立って、公と民との役割分担の基準を明確にすることにより、府の事務全般のあり方を見直す。

2. 検討対象

府が行っている事務のうち、法令に基づく選択的事務及び法令に基づかない自主的事務を検討対象とする。

なお、組織内部の管理運営に関する事務及び法令に基づく義務的事務についても、企画・立案・調整業務などを除く、いわゆる実施部門の事務については、公の意思形成に関わるものや公権力の行使に関わるもの以外は業務委託の検討対象とする。

3. 公的関与の必要性の検討

個々の事務について、公が自ら行う必要性があるかどうかについて精査することとし、以下の基準に該当しない事務については、当該事務からの撤退、民間移

行あるいは民間主導への転換につき、これまでの経過や個々の事務実態に応じて具体的方策を検討する。

なお、この検討にあたっては、民間活動を業としての活動のみに限定するのではなく、住民のボランティア活動やNPO活動、企業のメセナ活動などを広く含むものとする。

(1) 当該事務（サービス）が民間では供給されないものであること

- ・ 府民の生命や財産を守る各種の規制やサービスなど普遍的に行う必要があり、その対象者（受益者）が特定できず、原則として対価を求めることができないもの。

(2) 公が関与しない場合のサービス供給が社会的に望ましい水準を下回るものであること

- ・ 民間が参入することは可能であるが、民間活動のみでは採算性の限界などから社会的に望ましい水準のサービスが提供できないもの。

4. 民間の人材・ノウハウ活用の可能性の検討

公的関与の必要性があり、民間移行が困難な事務についても、以下の基準に基づき民間への委託によって、その人的資源やノウハウが活用できるものについては積極的に民間委託を進める。

(1) 運営委託

- ① 民間がノウハウを持つ分野であり、当該事務についての採算性が見込まれること
- ② 民間に委ねた場合でも、府が関与する趣旨目的を達成しうる手法を採用できること
 - ・ 公設民営方式、利用料金制など

(2) 業務委託

- ① 効率性の向上が期待できること
- ② 高度で専門的なサービスの提供が期待できること
 - ・ 庁舎施設の維持管理、各種電算システムの開発など

